

京都市告示第422号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宮29号線	北区大宮西野山町19番地の21地先から	旧	メートル 25.80	メートル 4.69 ~ 4.74
	同町19番地の2地先まで	新	25.80	4.69 ~ 6.00
	北区大宮西野山町19番地の26地先から	旧	17.60	1.50 ~ 4.70
	同町19番地の3地先まで	新	17.60	2.84 ~ 6.01
岩倉191号線	左京区岩倉村松町82番地の7地先から	旧	92.40	6.40 ~ 12.85
	同町81番地の3地先まで	新	85.90	6.40 ~ 7.63
松尾御陵経 5号線	西京区御陵荒木町4番地の3地先から	旧	51.60	4.00 ~ 5.18
	同町10番地の3地先まで	新	51.60	4.56 ~ 6.00
久我経110号 線	伏見区久我御旅町6番地の192地先内	旧	7.60	6.01 ~ 9.01
		新	7.60	6.01 ~ 11.25
久我15号線	伏見区久我御旅町6番地の4地先から	旧	27.30	1.82 ~ 2.00
	同町6番地の189地先まで	新	27.30	6.00 ~ 6.69

久我40号線	伏見区久我御旅町6番地の189地先から	旧	27.30	1.82 ~ 2.00
	同町6番地の4地先まで	新	27.30	6.00 ~ 6.69

(建設局土木管理部道路明示課)